

羽曳野市議会議員一般選挙のお知らせ（投票日：9月7日）

羽曳野市議会議員一般選挙

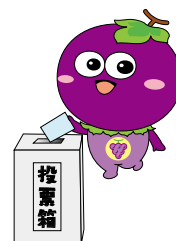
投票日時は9月7日（日）7:00～20:00

告示日：8月31日（日）

今月号広報では、主に「期日前投票」、「不在者投票」についてお知らせします。
その他の詳細については、9月号広報および市ウェブサイトでお知らせします。



↑市ウェブサイト



投票できる人

市内の投票所で投票できる人は、満18歳以上（平成19年9月8日までに生まれた人）の日本国民で、令和7年5月30日以前から、羽曳野市の住民基本台帳に記載され、継続して居住されている人です。

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

【期間】

9月1日（月）～9月6日（土） 8:30～20:00

【投票場所】

- ・市役所本館 1階 ロビー
- ・市立総合スポーツセンター（タケダハムはびきのコロセアム）1階 幼児室

滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事等で市外に滞在している場合に、羽曳野市選挙管理委員会へ申請すると、投票用紙等を滞在地へ郵送します。届いた投票用紙等を滞在地の選挙管理委員会へ持参することで投票を行うことができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンラインでご申請ください。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、「不在者投票宣誓書・申請書」（市ウェブサイトからダウンロード可）を直接または郵送によりご申請ください。

なお、郵送での手続きになりますのでお早めに申請をお願いします。（投票用紙をお送りするのは選挙期日の告示後になります。）詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院などに入院、入所されている方は、施設長に申し出ると、その施設で不在者投票をすることができます。

詳しくは施設側にお問い合わせください。



↑府内の不在者
投票指定施設

郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前（9月3日（水））です。郵便等投票証明書をお持ちの方は、選挙管理委員会からお知らせを郵送しますので、ご確認のうえ期限までに請求してください。

郵便等投票証明書をお持ちでない方で、交付申請のできる方は、次のとおりです。申請の際は、「郵便等証明書交付申請書」（市ウェブサイトからダウンロード可能）に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のうち該当するものを添えて選挙管理委員会へ申請してください。

	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症

介護保険	介護認定
介護保険の被保険者証	要介護5

なお、表に該当しない場合でも、同程度として「障害の程度を証明する書面」の交付を受けることで郵便による不在者投票が可能となる場合があります。



問合せ：選挙管理委員会事務局